

# 第3章 循環型社会をつくる

## 第1項 循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業

### 1 概要

清掃事業は、平成12年に東京都から23区に移管されました。23区は、共同でごみの中間処理を効率的に行うことを目的に、東京二十三区清掃一部事務組合を設置しました。これにより、ごみの収集・運搬やリサイクル事業を各区が、ごみの中間処理（焼却や破碎など）を東京二十三区清掃一部事務組合が、そして最終処分（埋立）場の運営・管理を東京都がそれぞれ分担して行っています。

このうち最終処分場として、23区が利用している東京港の中央防波堤外側埋立処分場および新海面処分場は、東京都によると残余年数が50年程とされています。最終処分場の延命化を図るために、23区は、ごみの減量とリサイクル事業を推進しています。また、ごみ処理やリサイクルについては、私たちが環境に負荷を与えない「循環」を基調としたシステムをいかに築いていくかが求められています。

こうしたことから区は、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、住んでよかったと思える循環型のまちづくりに向けた施策を進めています。

### 2 区における計画体系と方針

区は、平成5年に「練馬区環境基本計画」を策定し、「環境へのやさしさが育む循環・共生のまち ねりま」をめざして総合的な環境施策を進めてきました。平成8年には、「練馬区環境基本計画」のリサイクル部門の個別計画として、「練馬区リサイクル推進計画」を策定しました。その後、平成12年4月に清掃事業が東京都から各区に移管されることになり、従来から区で行っていたリサイクル事業と清掃事業を一体的に推進することを目的に、「練馬区リサイクル推進条例」（平成11年12月条例第55号）および「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」（平成11年12月条例第56号）を制定しました。これらの条例に基づき、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「練馬区リサイクル推進計画」を改定しました。

平成29年3月には、リサイクルの推進とごみの発生抑制を具体化させる計画として、リサイクル推進計画を包含した、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

#### (1) 練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～平成38年度）

区は、本計画の基本理念を「みどりあふれる循環型都市をめざして」とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざし、様々な施策に取り組んでいます。

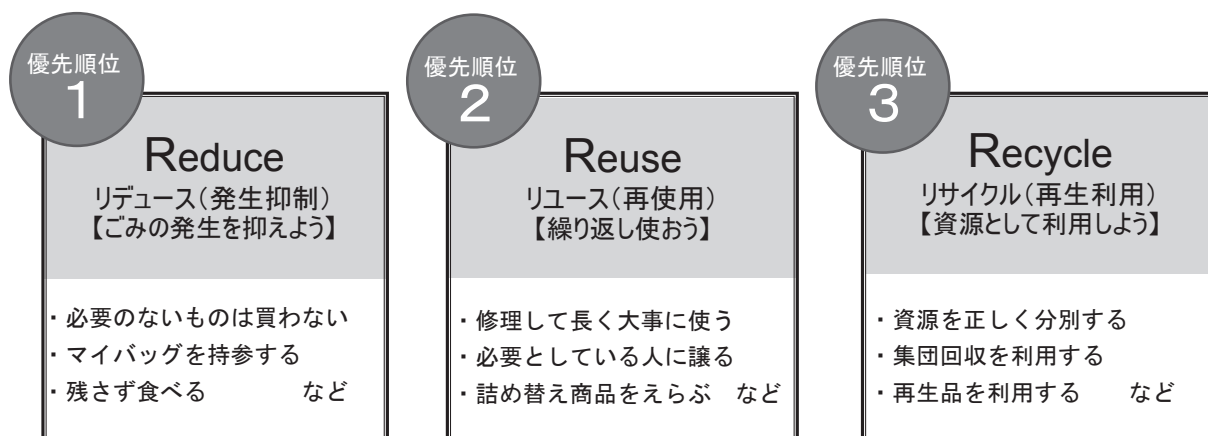
本計画は、基本理念に立ち、①ごみの発生抑制・再使用の促進②多様な資源循環の推進③適正処理の推進④情報発信および参画・連携体制の充実といった、4つの

基本方針をもとに施策を体系化し、20 の取組を設定しました。その中でも、①食品ロスの削減②不燃ごみの資源化③紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底④区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導⑤災害廃棄物処理計画の策定の5つが、課題解決をめざした取組や、速やかに実施すべき取組であるとして、重点取組項目に設定しました。

これらの取組を実施していくことにより、区民1人1日あたりのごみ収集量を平成27年度の500gから平成38年度には443g以下にすること、リサイクル率を24.8%から25.2%以上にすることを指標としています。

### 3 循環型社会に向けた3Rの推進

平成12年に「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）が制定されました。基本法では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順で3Rを進めるという考え方により、循環型社会を形成していくとしています。区もこの考え方にに基づき、3R事業に積極的に取り組んでいます。



### 4 練馬区循環型社会推進会議

平成10年7月、区長の諮問機関として「練馬区リサイクル推進協議会」が設置されました。区民、事業者および学識経験者などの参加のもとに、平成12年4月の清掃事業移管後におけるリサイクル推進のあり方について、さまざまな検討・協議を経て、区は、「練馬区リサイクル推進条例」（平成11年12月条例第55号）を制定しました。

条例では、区の清掃・リサイクルのあり方を審議する機関として、区民、事業者および学識経験者などで構成する「練馬区循環型社会推進会議」を設置することにしました。会議体は、区長からの諮問に応じて、リサイクル推進のための基本的事項や廃棄物の減量および処理に関する基本的事項などについて審議します。平成29年1月に発足した第9期の会議体（平成29年1月～平成31年1月）では、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況の評価」について審議を行います。

## 5 統計から見たごみと資源

### (1) ごみ量、資源量の推移

#### ア ごみ量

区が収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみおよび粗大ごみです。その収集量は表1、グラフ1に示すとおりです。

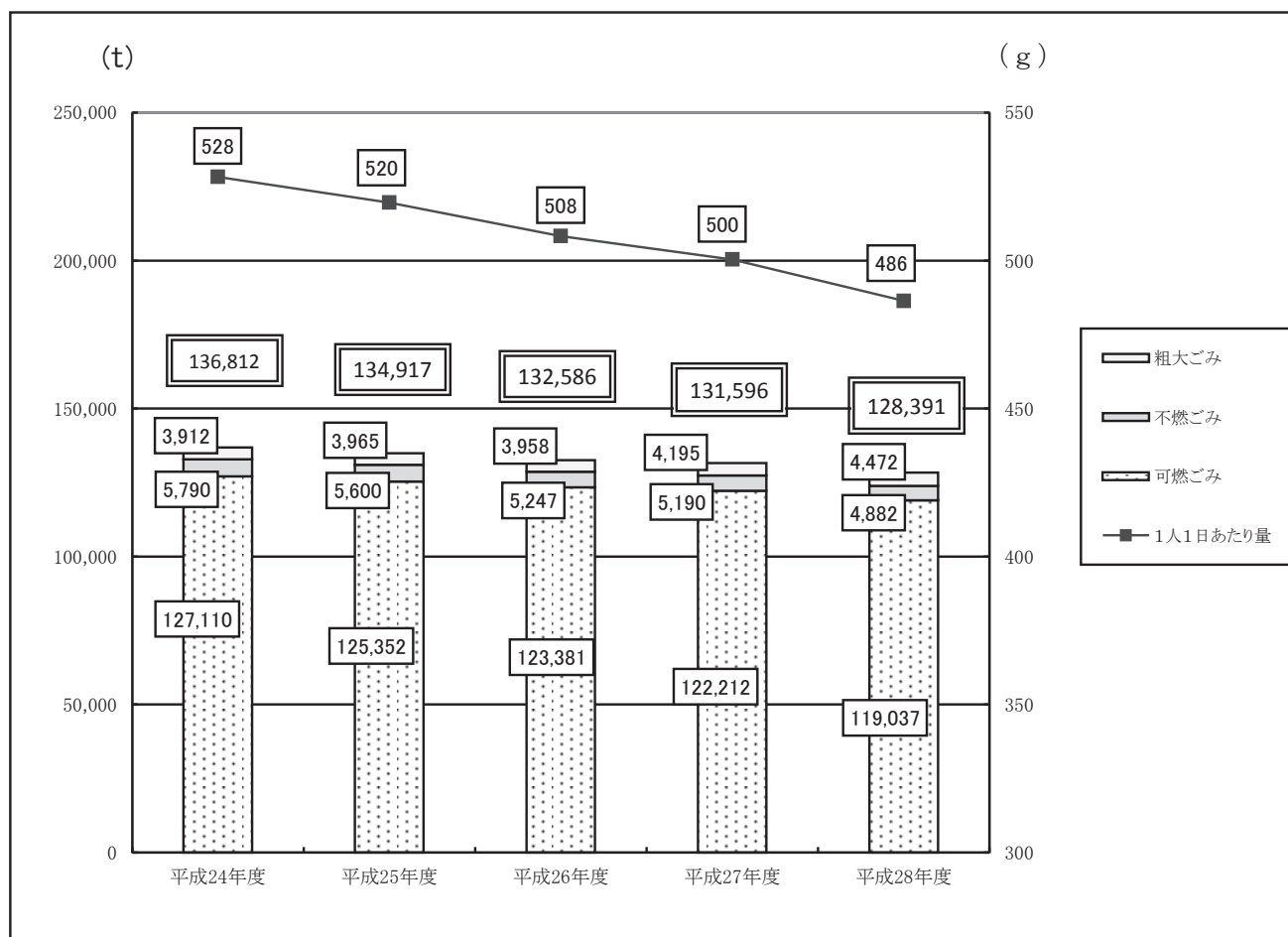
表1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口 (人)	709,427	711,380	714,567	718,505	723,145
可燃ごみ (t)	127,110	125,352	123,381	122,212	119,037
不燃ごみ (t)	5,790	5,600	5,247	5,190	4,882
粗大ごみ (t)	3,912	3,965	3,958	4,195	4,472
計 (t)	136,812	134,917	132,586	131,596	128,391
区民1人1日あたり量 (g)	528	520	508	500	486

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

※ 人口は、各年度とも10月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む）による人口

グラフ1 区が収集するごみ量と区民1人1日あたりのごみ排出量の推移



イ 資源量

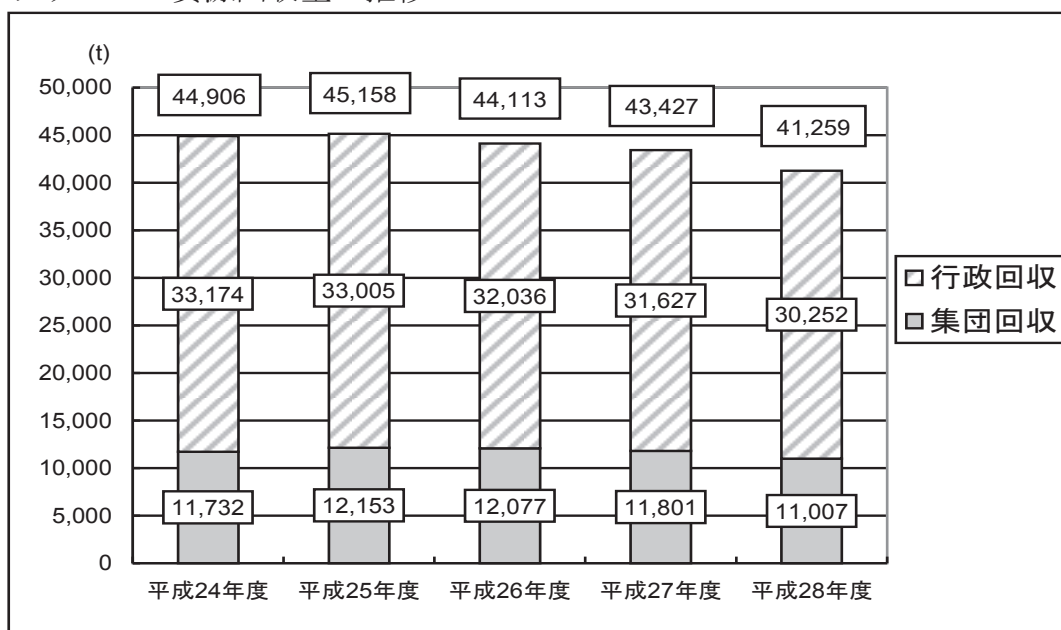
区が回収している資源品目は、古紙、古布、びん・缶、ペットボトル、乾電池、容器包装プラスチック、廃食用油、小型家電および蛍光管などです。その回収量の推移は、表2、グラフ2に示すとおりです。

表2 資源回収量の推移 (単位:t)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資源回収量計		44,906	45,158	44,113	43,427	41,259
集团回収		11,732	12,153	12,077	11,801	11,007
行政回収		33,173	33,005	32,036	31,627	30,252
内 訳	古紙	16,708	16,522	15,862	15,559	14,429
	古布	507	465	462	488	460
	びん(リターナル)	497	506	497	482	462
	びん(ワソウェイ)	4,862	4,940	4,908	4,980	4,856
	缶(スチール)	1,398	1,363	1,305	1,275	1,187
	缶(アルミ)	662	648	625	618	681
	ペットボトル	2,322	2,336	2,285	2,086	2,136
	乾電池	91	85	75	87	95
	容器包装プラスチック	5,275	5,219	5,156	5,166	5,069
	廃食用油	19	18	18	19	18
	金属類	733	791	749	739	756
	小型家電	2	3	3	3	3
	布団	97	109	91	124	98
	蛍光管	1	1	1	1	1

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

グラフ2 資源回収量の推移



(2) ごみの組成

平成 28 年度に行った資源・ごみの排出実態調査による可燃ごみと不燃ごみの組成を表したものがグラフ 3 です。可燃ごみ、不燃ごみの中には、区が資源として回収しているものが、それぞれ 19.8%、14.2%含まれています。

グラフ 3 平成 28 年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果

